

# 定款

株式会社グリーンクロスホールディングス

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社グリーンクロスホールディングスと称し、英文では GREEN CROSS HOLDINGS CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 交通標識、看板等の製造、販売
- (2) 建設工事用保安用品の販売
- (3) 土木、建築資材のレンタル及び販売
- (4) 防火、防災及び安全に関する設備機器、事務用機器、測量用機器のレンタル業
- (5) 防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの販売並びに保守業務
- (6) 下記の工事業
  - ① 塗装工事業
  - ② とび・土木工事業
  - ③ 造園及び外柵工事業
- (7) 広告代理業
- (8) 再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務
- (9) 不動産の賃貸業
- (10) 青写真印刷業及びフィルム現像、焼付、引伸並びにフィルム複写業
- (11) 喫茶店・レストランの経営
- (12) 手話・点字・英会話・古典の教室の経営並びに建設業関係の諸資格取得のための教室の経営
- (13) 下記の商品の輸出入業
  - ① 防火、防災及び安全に関する設備機器
  - ② 土木、建築資材
  - ③ 事務用機器
  - ④ 測量用機器
- (14) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 企業における人材管理に関する業務請負業
- (17) 職業訓練施設の運営
- (18) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を福岡市中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,101,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式事務取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほかとくに必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年7月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。

4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれにあたる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 33 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第 36 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により会計監査人との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して 3 年以内に受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。